

# 農耕作業用トラレーラを所有する皆さまへ

## 一定条件を満たす場合に公道走行が可能になりました

農耕トラクタにけん引され、肥料や薬剤散布、耕うん、収穫、運搬などをする「農耕作業用トラレーラ(けん引式農作業機)」が、令和元年12月25日付けで道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されたことから、公道の走行ができるようになりました。

公道を走行する場合、「農耕作業用トラレーラ」は農耕トラクタとは別の車両として扱われ、保安基準や構造条件など一定の条件を満たす必要があります。

### 「農耕作業用トラレーラ(けん引式農作業機)」に該当するもの

農耕トラクタのみにけん引されるトラレーラタイプの農作業機  
 (例) マニュアルスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)  
 ロールベラー(集草機)、トラレーラ(運搬車) など

### 小型特殊自動車に該当する農耕作業用トラレーラは軽自動車税(種別割)の課税対象となります

所有する「農耕作業用トラレーラ」が大型特殊自動車に該当する場合は、固定資産税の課税対象となり、償却資産として申告が必要となります。

小型特殊自動車に該当する場合は、軽自動車税(種別割)の課税対象となり、標識(ナンバープレート)の交付申請手続きが必要です。税額は、1台につき年額2,400円です。

### 所有する「農耕作業用トラレーラ」の大型、小型の判断基準

運行速度の時速35kmが基準となります。けん引する側の自動車(農耕トラクタ)が公道を走行する際のけん引時の最高時速で判断します。

けん引車の種別(農耕トラクタ)	公道をけん引して走行する時の最高速度	被けん引車の種別(農耕作業用トラレーラ)
小型特殊自動車	時速35km未満	小型特殊自動車
大型特殊自動車(けん引時の速度制限あり※1)		
大型特殊自動車	時速35km以上	大型特殊自動車※2

- ※1 農耕トラクタが大型特殊自動車であっても、けん引時に必要な条件を満たしていなければ、速度制限(時速15km以下)等を遵守する必要があります。
- ※2 最高速度が時速35km以上のものは大型特殊自動車となり、運輸支局への登録の有無にかかわらず、全てが償却資産の申告対象となります。

ご不明な点などは、内容に応じて以下にお問い合わせください。

- 運行速度、車両の保安基準など…… 国土交通省自動車局技術政策課 03(5253)8111
- 免許、その他全般的なこと…… 農林水産省生産局技術普及課 03(6744)2111
- 固定資産税(償却資産)について …… 税務課資産税係(32)3126
- 軽自動車税(種別割)について …… 税務課住民税係(32)3126

### 下水道接続の際は 届出を必ず行なう！

下水道へ接続する場合は町に届出が必要です。届出をせずに下水道を使用すると、条例違反となり使用者には罰則が科されます。下水道に接続する場合は、町の指定工事店に相談の上、必ず届出をしてください。

### 下水道使用料

排水設備の工事完了後は、水道使用量に応じて下水道使用料を請求します。下水道使用料は水道料金には含まれておりませんので、納付書、検針票などがお手元に届きましたら、下水道使用料が請求されてくるかを確認してください。

### 接続状況の調査にご協力を

下水道に接続されていないお宅については、町職員が現地調査と接続の促進に伺っています。町職員が訪問した際には、調査へのご協力をお願いします。

### 問い合わせ先

建設水道課  
 上下水道工務係・管理係  
 (32)3129

# 新規検査を受けた軽自動車 軽自動車税(種別割)の軽減制度のご案内

一定の期間内に新規検査を受けた軽自動車は、その環境性能に応じて税額の軽減を受けられる場合があります。これは環境性能の高い車両の普及を図る、グリーン化特例という制度によるものです。

### 対象車両

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新規検査を受けた軽自動車

### 軽減対象の税

軽自動車税(種別割) 毎年4月1日現在、軽自動車を所有している方にかかる税

### 軽減の内容

#### (乗用車)

車種区分	現行	令和2年度燃費基準+10%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	電気自動車等
軽四乗用 自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
軽四乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

#### (貨物車)

車種区分	現行	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	電気自動車等
軽四貨物 自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
軽四貨物 営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

### 必要な手続

該当する車両をお持ちの場合、自動的に軽減が適用されますので、手続きの必要はありません。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

# 軽自動車・バイク等の 変更・移転手続きはお済みですか？



軽自動車・バイク等を所有している方で、以下に該当する方は早めの手続きをお願いします。

- 引越等により住所を変更した(軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合)
- 軽自動車・バイク等を廃車した
- 他人に譲り渡した等で所有権が移転した



※令和3年4月1日までに手続きを終えていない場合は令和3年度も課税となります。

種別		車種	手続きの場所	
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	二輪・三輪	御代田町税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 御代田町大字馬瀬口1794番地6 TEL(32)3126	
		三輪以上		原付一種 ミニカー
	50cc超90cc以下 90cc超125cc以下	原付二種乙 原付二種甲		
小型特殊自動車	農耕作業用	小型特殊農耕車	御代田町税務課 TEL(32)3126	
	その他	小型特殊その他		
軽自動車(三輪以上)	三輪	軽自三輪	自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3-3-15 TEL 0267(22)0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267(67)4677	
		乗用		軽四乗用営業 軽四乗用自家用
	四輪以上	営業用		軽四貨物営業
		自家用		軽四貨物自家用
二輪車(125cc超)	125cc超250cc以下(側車付も含む)		北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35-4 TEL 050(5540)2042	
	250cc超			軽自二輪 二輪小型

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくをお願いします。